

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病2月号

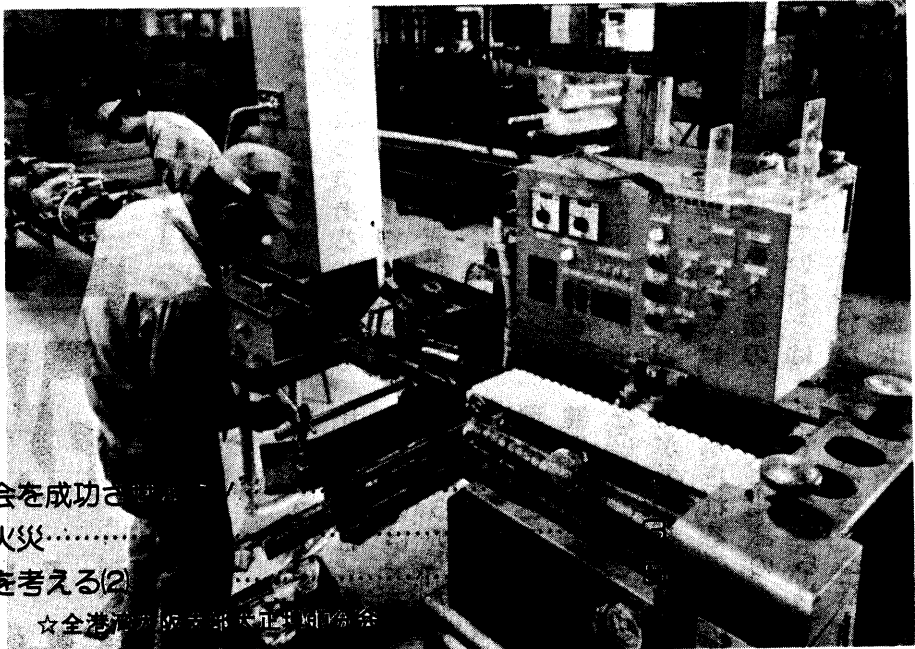
(通巻第118)

関西労働者安全センター 1984.2.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 第4回総会を成功させよう……………
- 三井炭坑火災……………
- 職場健診を考える(2)……………  
☆全港労働安全部大阪支部総会
- 健保法改悪に反対する…………… 8
- 列島縦断…………… 10  
☆広島労災職業病センター
- 前線から(ニュース)…………… 12
- うちの組合…………… 17  
☆全金トキワ工業支部

1月の新聞から/16 年末カンパのお礼/7 写真/全金トキワ工業支部

# 第四回総会を成功せよ

——命も、健康も、生活も闘いとする労災職業病闘争を！

来る三月十日、安全センターは第四回定期総会を開催する。現在、役員会において方針案の討議を行っているところであるが、昨年九月に設立十周年を迎えたこともあり、八四年度はこれまでの運動蓄積をベース

として、新たな発展に向けた着実な第一歩を踏み出すべく、総会の充実を期したい。我々は新しい運動方針の基調として、運動の質的な発展と、組織活動の充実という二つの問題を掲げているが、それは、労働運動をはじめとする革新運動がこれまでの長い闘いの中で築き上げてきた労働

者の諸権利が、この間急激になし崩しのほり崩されつつある状況があり、労災闘争もその意味で、労働基

革の名の下にいと簡単に崩してきたのである。そして我々がより重視したいのは、これだけの大改悪にもかかわらず、被害の当事者である労働者・労組の主體的な強力な闘争が現在のところ不発に終わっており、

我々は年明けとともに二つの事件に直面した。一つは、健康保険の改悪問題であり、他は三池有明鉱における大災害である。前者については未だ政府案の段階に過ぎず、今後の反対闘争の成否にかかっているといえ、戦後これまで全く手をつけな

かった健保本人十割の原則を財政改革の基礎を作っていかななくてはなら

ない。三池災害もしかりである。災害はやはり人災であった。出炭量の減少を回復するための無茶な増産体制、水もろくに出ない消火栓、安全装置のないコンベア、役に立たない煙感知器、保安用具の不足等々である。また、死者・CO中毒被災の半数以上が下請工であること、また、有明には一組（炭労）がなく新労だけであったことも印象的であった。つまり、我々は生命と生活を守るという問題を第三者をあてにせず、自力で運動として一から作り直していくくらいの決意が必要だと思うのである。憲法も労働法も、これらを基礎として成立している制度や常識も足下は空洞化が進みつつあることを丹に銘じなければならぬ。「生命も生活も健康も闘いとる」という意気込みを飛躍的に拡大し、組織化することが今本当に必要なのである。安全センターはこれらの方向を具体化するためにも、先の二つの問題を重視したい。質的な発展というの

は、専従事務局の請負運動的傾向を改善し、一人でも多くの活動家との共同討論、研究、実践を行うことを最重視したい。

## 総会で

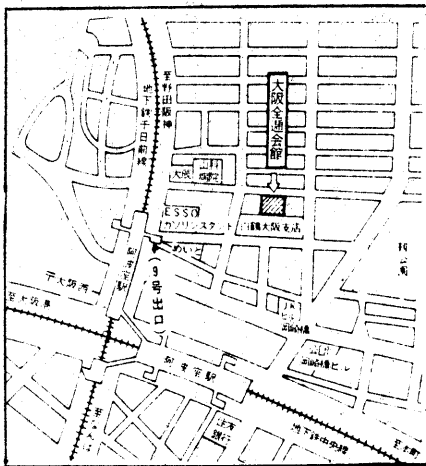
## 85年闘争の意志統一

政府・労働省は八五年に労災保険法の改訂を行い、労災認定についてこれまで認められていなかった「企業側からの不服審査」を新たに設けようとするに準備に入っている。我々はかねてより、針きゅう治療制限

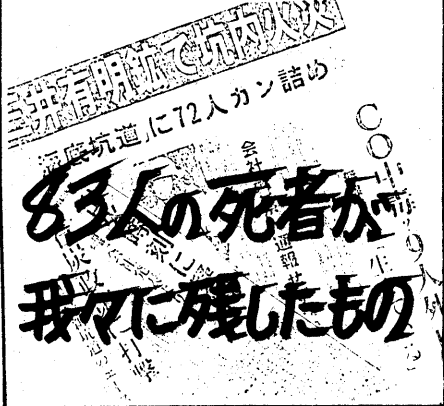
反対闘争は八五年闘争の前しよう戦でもあることを強調してきたが、針きゅう闘争の中間的な総括の上に、闘争体制の構築を開始すべき局面に入っている。先に述べた日常的な権利拡大闘争と、またその組織的な推進体制を基礎に、これまでどうしても突破できなかった「労職戦線」というわく組みをこえた連帯、共同闘争の組織に臨みたい。第四回総会をこれらの方向性の大衆的な意志一致の場として位置付け、何としても成功に導きたい。各位の御協力をお願いする次第です。

**3月10日**  
(土)

午後1時半～  
**大阪全通会館**



# 三池大災害によせて



一月一八日午後一時五〇分、三井三池有明鉱にて坑内火災が発生し、死者八三名、CO中毒被災者一六名という、一昨年の北炭夕張の事故に続いて炭鉱災害としては四番目にあたる大惨事となった。三池では昨年未だに六三年の大爆発二〇周年を迎え、改めて労災職業病の闘いの重要性を炭労が中心となつて訴えていた矢先でもあり、何とも言いようのない無念さと、資本に対する新たな憎しみで心がいつぱいとなつたのは決して少くはないと思う。事故の原因については未だに鉱山保安監督局等の正

式発表は行われていないものの、ある程度のことかすでに報道されている。最初の火災発生を会社が隠そうとして大火災に至つたこと、安全衛生に關しても最新鋭設備をほこると言われながらも、消火栓の元栓がしまつていたり、煙感知器がない、ベルトの蛇行防止器がない、ベルト当番がいらない等々、実に驚くべきズサンさであり、一般新聞でさえ「明らかに人災」と決めつけているほどである。詳しい報告については次号に記すことにするが、我々として二つの問題について触れてみたい。

## 意識変革は

## 労災闘争の使命

まず不況業種あるいは不況下における労災問題の根本的考え方である。さきに述べた全くの不安な状況が生まれた背景として、なりふりかまわぬ増産運動があつたといわれている。左の表を見てわかるように、

五八年の上期は出炭量が減っており、下期以降五九年も含めて、現場では増産のみが優先した。少々のトラブルがあつても仕事をストップすれば即減産となる以上、保安というのは全く面倒な問題でしかなくなるのは必至である。新聞でもベルト付近ではしょっちゅう煙が上がつていたり、か電気配線も早くやらないと怒鳴られるのでもいい加減にしかやれなかつたという類の証言があいついでいる。夕張の事故の際にも同様のことを思ったが、事故が、しかも人が死ぬような事故がおれば結果論のようにしてこういう問題が噴き出るのに、それまでは全く何の声もあがらないことの問題である。不況であつたり競争力の弱いところでは生産性の向上のみが生きのこれる道であり、労働者の運命も会社の盛衰に負つていくという関係が強い感がある。労働省が産業不況で生産活動が停滞し、労災が減つたというのも一面の真理であろうが、逆になりふり構わぬ労

働強化で重大災害の発生、労働者のひどい健康破壊がおこるのも事実である。不況だからより企業にしがみつきの、まさに生命をかねねばならぬという構造は資本主義生産の基本的矛盾といえはそれまでであるが、この資本主義的生産の論理の付随物ともいえるこうした労働者の意識構造は絶対に打ち破らねばならない。これは労災闘争の基本的使命であるともいえる。つまり、戦争でもやれば景気がよくなり、生活が楽になるという論理と一脈通じる問題であり、資本主義生産の経済的合理性を打ち破る新しい価値観を組織的に作り出すということは、労災闘争の思想的基礎であると考ええる。

## 安全の決め手は

### 人の問題

二つ目は、安全衛生における人間の問題である。有明鉱は三池新労組と下請の労働者のみで動いており、

死者は被災者の内訳をみると、半数以上が下請、孫請の労働者であり、(下請工が本工の約三〇%)といふことからみて死傷率は異常に高い)今更ながらのようにその残酷さが浮きほりとなつてゐる。新労組組合員の間からも「炭労のものがおればこんな事故はおこらなかつた」という声が出てゐると報道されているが、これは核心的な問題である。毎日新聞の社説が「機械への過信はいけない」と中途半端なことをいっているが、

安全に働くことを保障するのは、「安全に働く権利がある」という意識で武装された労働者の団結以外には何もないといつて過言ではないと思う。我々はこの大災害の教訓の基をここに置くべきだと考えている。以上不確かな材料をもとに精一杯の論評を試みたが、我々はもつと労働者の死の問題を謙虚に受けとめ、具体的に二度と災害の発生を許さぬ労働者の闘いを組織するべく奮闘する外に道はない。

#### 資料

#### 有明鉱の出炭実績

	日産(トン)	期産(トン)
S56年 上期	目標 4,080 実績 4,416	600,000 649,236
56年 下期	目標 4,080 実績 4,823	600,000 708,953
57年 上期	目標 4,410 実績 4,502	657,800 670,761
57年 下期	目標 4,620 実績 4,821	688,000 718,404
58年 上期	目標 4,840 実績 4,729	726,000 709,261
58年 下期	目標 5,300	795,000

- 注1. 上期は4～9月、下期は10～3月。  
 2. 人員は、939～983人(直轄)と若干増える。下請けは、毎期平均約390人。  
 3. 約3年間で、年産390,000トンの増産。  
 4. 58年の上期が減産となつてゐた。

三池炭鉱労組発行

「みいけ」1984年2月1日版より

# 職場健診を考える (2)

## 全港湾大阪支部大正埠頭分会云

全港湾大阪支部大正埠頭分会は大正内港(大阪市大正区)にあり、主に鋼材、石灰をとり扱う港湾荷役作業の職場である。全港湾におけるじん肺闘争は七〇年代半ばから開始され、なかでも大阪においては、この大正内港での闘いがよく知られている。大正埠頭分会は、労災職業病、安全问题全般にわたって、組合でのとりくみはかなり進んでいるところである。

(安全担当の江藤氏に聞きました。)

★大正埠頭分会というところを思いつくのは「じん肺闘争」なわけですが、その取り組みのきっかけとなったのは何ですか。

きっかけは、一九七七年に全港湾が全国一斉に行なった「港湾病」についてのアンケート調査でした。その結果、職場は「ほこりが多く、空気が悪い」と答えた人が最も多かったです。それに基づいて、八〇年から八一年にかけて、小名浜、新潟、広島、そして大阪などで粉じん作業環境測定調査が実施され、そのとき大阪での調査の対象となったの

が大正内港(大正埠頭や大阪機船など)だったわけです。

★では、それまで大正埠頭の職場実態はどのようなものだったのでしょうか。

うちの職場は、主に鋼材や石灰を船から降ろす作業を行なっています。特に、高知から運ばれてくる石灰は、二〇キログラムの紙袋や二トンのフレコンバックに入ってくるわけですが、パレットに積み上げられた石灰の紙袋をクレーンで陸揚げしようとするとき、紙袋にワイヤーをひっかけてよく破れ石灰がこぼれた

り、またフレコンバックの上を人が歩いたりすると、船内は石灰の粉じんで充満します。ましてや風の強い日などはたまったものではありませぬ。このような環境においては、作業員は否応なく石灰粉を吸引することになるわけです。確かに粉じんマスクもあります、しかしこれをしていると息苦しくなったりして仕事が行うににくいのです。

## 定期健診と

## 進んだじん肺対策

★分会で本格的にじん肺問題にとり組み始めて五、六年になると聞きましたが、その結果、現在どのような結果が出ているのでしょうか。

まず、八〇年頃から定期健診を松浦診療所で行なうようになり、以前に比べ医療機関と組合との関係がより密になったことを上げることができると思います。それはとりもなおさず定期健康診断の強化につながり、

とくに健診後の要観察者に対する精密検査をきっちり行なえるようになりました。なかでも、三浦只夫さんは、じん肺管理区分三ーイに判定されていますが、退職(五七年)後の現在も追跡調査を行なっています。(なお、大正埠頭分会では三浦氏を含め六名がじん肺の認定を受けている)職場での具体的な改善策としては、たとえば船から石灰を陸上げするとき、パレット積みされた石灰袋の上からビニールシートをおおうなどして、乱袋やワイヤーで袋が破れたりしないように対策を構じています。そのおかげで、現在では、五、六年前に比べ、石灰粉じんはかなり減っています。

## 成人病健診の

## とりくみも

★じん肺健診以外に成人病健診もやっておられるそうですか……。

うちの分会の場合、肝臓・胃腸障

害をもっている人が約四〇％います。そのうち数名が現在通院治療を行なっています。これらは決して仕事との関係のみで語ることはできませんが、現在は組合員の平均年齢も四〇代半ばとなり、徐々に高齢化するなかで成人病健診の必要性も痛感しています。また数年前、四二〜三歳の組合員が肝臓ガンで亡くなるということもありましたが、私たちは労働災害・職業病のみでなく、健康問題全般にわたって組合員の身体のことを考えていく必要があると思っています。

## やればやるほど出ている

## 新たな課題

★そんな中で、ちょっととしたエピソードはありますか。

そうですね。私たちは健診結果を必ず組合員一人ひとりに報告しますが、その中で、たとえば肝障害の人がいたとしましょうか。そんな人に

は、かならず組合の方から注意をうながしますが、とくに酒ですね。しかし、本人はどうか治そうとしているのに、職場の同僚から仕事が終わった後、「ちょっと飲みにいこう」と誘われ、断わりきれずについつい飲みに行ってしまうことがありますよね。そんなときは組合の方から他の組合員に、その人を飲みに誘ったりしないように注意したりすることもあります。つき合いとか何とかいっていると、個人ではどうしようもないことがよくありますしね。やはり何をするにしても組合員全員の協力が必要だと思えます。

★今日はどうもありがとうございました。最後に、今後の職場での健康管理について一言お願いします。

この課題は、やればやるほど次々と新しい問題がでてきます。私たちのこれまでのとり組みも決して充分とはいえませんが、それに成果もかちとってきたと思っています。さきほども言いましたように、健康である、ということが一番大切なことだと思えますし、またそういう意味では、確かに地味な闘いではあります。これからは医療機関等と協力しこの闘いを推し進めていきたいと思えます。

## 1983年年末カンパのお礼

新年おめでとうございます。時代を象徴するように今冬は厳しい寒さが続いておりますが、皆様におかれましては新たな決意で新年に臨まれたことと思えます。

さて、当安全センターでは昨年の11月下旬より、財政基盤強化対策の一環として、年末カンパ運動を行ない、皆様には全面的な御協力をお願いしてまいりました。もう毎年のように行なっていることもあり、申しわけなく思っておりますが、皆様の御理解をいただき、今年の1月10日時点の集約で2,032,398円という当初の目標を突破する成果を挙げることができました。重ねて御礼を申し上げるとともに、安全センター運動10年の蓄積を基礎として、今後精一杯の運動を推進し、労災闘争、労働運動、専門家運動等各領域における闘いを前進させていく決意であります。

今後ともよろしく御支援、御鞭撻をお願い致します。

1984.1.11

関西労働者安全センター



# 健康保険法の大改悪阻止に向け

## 闘いの前進を！

政府・厚生省は、八四年度予算案において、医療費の大幅な国庫負担の減額をみこみ、健康保険法の抜本改悪の方針を打ち出した。既に報道されているように、退職者医療制度の新設をかくれみとし、その本命が「健保本人九割給付（六一年度より八割）」にあることは明らかである。これによって年間約六二〇〇億円を労働者に医療費として新たに負担させようというのである。健康保険本人の給付が一〇割でないのはこれまで唯一第二次大戦中のみであり、初診料等の一部負担の制度はあったものの、歴代の政府が手をつけなかった一〇割給付を一剋に弱すという

暴挙である。その背景について詳しく述べる余裕はないが、一口に言えば、財政再建と軍事費の一定水準の確保という至上命令から逆算すれば、医療費はGNPの六%以内に留めなければならないという算術であり、

福祉切り棄て路線そのものに外ならぬ。労働者より何千億というより具体的数字をみればよりリアルである。左の表を見れば一目瞭然のように、風のように極めてかるい病気を徐け

ければならないという算術であり、

政府・厚生省は、八四年度予算案において、医療費の大幅な国庫負担の減額をみこみ、健康保険法の抜本改悪の方針を打ち出した。既に報道されているように、退職者医療制度の新設をかくれみとし、その本命が「健保本人九割給付（六一年度より八割）」にあることは明らかである。これによって年間約六二〇〇億円を労働者に医療費として新たに負担させようというのである。健康保険本人の給付が一〇割でないのはこれまで唯一第二次大戦中のみであり、初診料等の一部負担の制度はあったものの、歴代の政府が手をつけなかった一〇割給付を一剋に弱すという

健康保険改悪されたら

厚生省のモデル試算

（医 科）	医療費	区 分	現 行	改定後	差 額
かぜで3日間通院	4,450	健保本人	800	441	359
		同 家 族	1,335	1,323	12
		国 保	1,335	1,323	12
高血圧症で前月に続き通院	18,400	健保本人	1,792	1,792	1,792
		同 家 族	5,520	5,376	144
		国 保	5,520	5,376	144
盲腸で7日間入院（給食は6日）	152,740	健保本人	4,300	15,799	11,499
		同 家 族	30,548	31,598	1,050
		国 保	45,822	47,397	1,575
心筋こうそくて10日間入院（給食7日）	438,810	健保本人	5,800	48,872	43,072
		同 家 族	51,000	54,000	3,000
		国 保	51,000	54,000	3,000
胃がんで1ヶ月入院（給食25日）	641,650	健保本人	15,800	54,000	38,200
		同 家 族	51,000	54,000	3,000
		国 保	51,000	54,000	3,000
（歯 科）					
大臼歯の虫歯治療で2日間通院	4,600	健保本人	800	442	358
		同 家 族	1,401	1,326	75
		国 保	1,401	1,326	75
総入れ歯を入れるため5日間通院	35,300	健保本人	800	3,646	2,846
		同 家 族	10,590	10,938	348
		国 保	10,590	10,938	348

ば負担はのきなみアップであり、少し重症となれば負担最高限度額に容易にとどいてしまう。また、この限度額五四〇〇〇円というのも、あくまで「一カ月間」という条件がつくとともに、胃ガンで一カ月入院というケースをとってみれば、とりあえずは病院へ六四〇〇〇円強の現金を支払い、面倒くさい手続きを経てようやく一万円弱もどつてくるという仕組となつてゐる。とにかく筋の問題から、お金の負担の問題から我々はしゃかりきに反対する以外に方法はないのである。

問題点を今更あげる必要はないかもしれないが、二、三あげると以下の通りである。まず医療に先だつて現金があるということは、先の老人保険の改悪ですでに立証済みの通り、受診抑制となる。これは厚生省も認めてゐることだが、病気の早期発見早期治療という我々の立場、というより圧倒的立場と矛盾し病気の重症化をまねくということである。第二点には、一〇割原則の否定はこれま

での闘いによって積み上げられてきた国民皆保険、いつでもだれでも容易に医療を受けられるということの否定を意味することである。病気が重症化すれば最終的には高額の治療費を要する。現に欧米の諸国でもGNP比八〜一〇%という水準となつており、これは避けられないこととさえ言われている。受益者負担の原則をここに入れては、当然労働者がそれを負担せよということである。政府が「民間損保業界の活性化」ということは、健保とは別に民間保険で、自分の経済力に応じた医療を受けて下さいと言つてゐると読むべきである。この方向は、今回の法改悪案において「差額医療」を一部認めてゐることと併せてみればより明らかであろう。

最後に、医療費の増大、保険赤字の本当の原因について政府はウソをついてゐる点である。安易に医者にかかる傾向と医療機関の不当なもうけすぎだと主張してゐる。前者は、全くのデタラメだが、後者は、一定

當つてゐるように思われる。しかし、結論だけを言えば、政府の方針は、ME機器や大手製薬資本の育成を第一義とし、医療機関はその利益のおこぼれをもらつてゐたというのが正確である。つまり、薬づけ、検査づけにした方がもうかり、そうしなければ経営が苦しくなるように仕向けたのは本当は政府自身であるということである。決して少なくはない悪徳医をたたくことと、政府の政策が免罪されることとは全く別問題ということをはっきりさせねばならないのである。

ともあれ、厚生大臣は一月二七日、既に法律改「正」案を社会保険審議会に諮問し、二月中にも答申を得て法案化し、一気に改悪を強行するスケジュールを進めている。あらゆる機会を通じて、またできる限り組織的に、この政府の勝手極まる、また我々にとつては死活問題でもある法改悪を阻止すべく、今から立ち上つていこう。

# 断縦島列

ここにも安全センターが……

## 広島労災職業病研究会

### ◎出発と経過◎

広島労災職業病研究会は一九七五年、一医師がスーパー労組の依頼で、チェッカーの頸腕の調査、検診をするなかで、治療の場として職業病相談窓口を開設したのが出発の前身です。相談窓口に通院する被災労働者もほだいに増加していき、労働災害、職業病撲滅のための広範な活動の道を拓いていこうということで一九七七年六月、地域における学習と交流の場として労職研が出発しました。

出発当初は、広島県でも職業病が多発しているにもかかわらず、その闘いが不十分であったり、個別に散發的であったり、地域での経験交流が乏しいことから、労働災害や職業病の基礎的な学習と特に互いの交流に重点を置いて進められてきました。

月一回の学習会や、先進的な活動をしておられる岡大衛生、高知、関西、神奈川の安全センター等の講演会、職場の調査、検診、監督署交渉などの活動をしているなかで、地域の労働者、労働組合との交流も拡がり、一九七九年一〇月、労職研を、運動体として機能させるために、個人加入(組合も含む)制の会員組織を提起し、労働者、被災者、医師等による世話人会を発足させ、事務局を設置し、機関紙の発行も試み、運営体制の強化をめざしてきました。

その後は、世話人会が中心になって、学習会や講演会を進めるかたわら、様々な課題に取り組んできましたが、労職研が多少なりとも関与し

### ◎全競竹宮島競艇竹組の

### 頸腕闘争◎

広島県西部に日本三景のひとつ宮島があります。宮島町など一市三町が経営する競艇場で、一九七九年合理化に伴い発券機が導入され、女性の発券作業従事者を中心に、頸腕障害が多発しました。

労組の取り組みに労職研も実態調査、集団検診、認定闘争に参加してきましたが、監督の立入り検査と改善命令、それに基づく職場の改善は得られたものの、労災申請者四名中、リユウマチ合併者など三名の業務外を出すという結果となりました。

この闘いのなかで、労職研も会員組織と世話会による運営体制を確立しましたが、組織的な、継続的な闘いとならず、我々には大きな敗北でした。

### ◎世羅農協労組の頸腕闘争◎

一九八〇年、広島県の郡部世羅農協の貯金の窓口業務に従事していた女性労働者がオンライン化に伴い、頸肩腕障害を発症し、世羅農協労組及び農協労連が全面的に取り組み、労災申請を提出するとともに、まず団交により使用者にその責任を認めさせました。

そして、労基署の指定病院への受診命令に対しては、労基局と交渉しそれを撤回させて認定させ、職場復帰に際しては、使用者にリハビリ就労を認めさせました。県内では、職業病の取り組みにおいて教訓的な闘いのひとつです。

### ◎高教組障害児部会の職業病闘争◎

高教組障害児部会で取り組まれた寄宿舎併設の障害児学校の調理員の認定問題について紹介します。

現在、広島県の基金支部審査会の内規では、審査会の開催は一回限りで、本人、代理人も含め陳述は一人

二〇分以内、傍聴不可といった極めて形式的な制度となっていますが、障害児部会では、調理員の審査請求に際して審査会の民主化に主眼を置いて認定闘争に取り組み、延べ六回の審査会を開催させ、代理人も含め十分な陳述を保障させるという前例をつくりました。

一九七三年、労働省が文部省に対して出した「学校給食事業における安全衛生管理要綱」にもり込まれた対策を県教委が全く無視してきたことなどを明らかにしてきました。また、リハビリ就労もかちとられていきます。

### ◎庄原市勝光山のろうじん肺について◎

県北庄原市に勝光山というろう石の鉱山がありますが、昭和初期から本格的に採掘し、現在一五〇数名の認定患者がおり、毎年数名が他界しています。勝光山は素ほくな、閉鎖的な農村における地場最大の産業であり、多くの労働者が農林業から現金収入を求めて勤め、企業や行政は、

安全衛生面の責任を回避し、労働者は十分なじん肺教育も受けず多数の患者が生み出されてきました。

労働研では、一遺族の不服審査請求の取り組みをきっかけに、全国連、関西労働者安全センター、新居浜労働対、その他地元の労働者の協力を得て、広島労基局の被災者軽視の姿勢を追及してきました。

現在は、個別の認定も含め、実態調査を行なっています。

以上、主な取り組みを簡単に報告しましたが、この他にも様々な課題に取り組んできました。

労働研発足以来、これまで主に医療機関が問題提起するという形で運動が進んできていますので、今後は労働者、被災者が中心となる運動に脱皮する必要があります。

また、現在、多くの問題がありますが、この六年間の活動を通じて地域の労働者との交流が深ってきていますので、これを基により組織的な運動の形成が、これからの最大の課題です。

# 前線から

## 米穀運送分会（全港湾）

### 南大阪

# 針きゅう治療で農林省交渉

全港湾、米とりわけ農水省には「米穀運分会は全国の仲間と共に労働者に対し針きゅう治療制限撤廃の闘争を行なってきました。労働者は現場の実態を無視して強行してきました。米運では過去五一年に労働災害職業病を未然に防止する措置を求めて農林省、労働省、大阪府、大阪府警本部など関係各機関に対し申し入れを行なってきました。

「米穀の包装を五〇キロ以下とする事」等を、また労働省には三〇余名の労災認定を要求したので。結果的には労働行政は現場視察の上「業務上腰痛の認定基準の変更（現行のもの）を行ない全員の認定をしました。しかるに今回、労働省は行政の一方的判断で米穀運送にたずさわる労働者が仕事を続けるのに不可欠な治療である針きゅう治療を制限してきたわけです。

そこで、全国の仲間とともに反対闘争にとりくむと共に、独自の闘いとして昨年秋から、大阪府や農水省など労働省以外の行政機関で、米穀流通に関係ある行政に対し、労働省に圧力をかけるように要求しました。大阪府農林部、労働部は我々の要求をよく理解され、府知事名で労働大臣、大阪労働基準局長あて善処方を要請した。また一月二四日農水省交渉を中央本部ともに行なった。その結果需求

課、賈入課の担当諸氏は昭和五一年からの要求である「米袋を五〇キログラム以下にすること」については「三〇キログラム袋をふやしてゆく」と表明し、また我々の要求については、

「労働省は労働者のために行政をしているのではないのか」と驚きながらも「米穀のことだから、みなさんの要望にそって労働省の担当と話をしたい」と述べました。労働実態を無視した労働行政がいかなる事態をひきおこすのか労働者の役人にしかと思ひ知らさなければなりません。米運分会の闘いを突破口に長期的な展望に立った闘いを組み立てていこう！

（全港湾大阪支部

安全衛生委員会）

# 市職員 of 心筋硬塞死

## 申請から八ヶ月ぶりに公災認定

### 同僚組合員への熱念実る

地方公務員災害補償基金  
兵庫県支部は、元芦屋市職  
員故山村氏の急性心臓死（  
心筋硬ソク）を公務災害と  
認定した。

故山村氏は芦屋市民セン  
ター文化事業係長及びルナ  
ホール協会事務局長として  
多忙かつ困難な業務遂行の  
ため心身の過労が極限に達  
し八二年三月二四日、職場  
で倒れ、こん睡状態のまま  
翌日死亡した。ところで、  
職場なりまた組合での認定  
闘争への組織的などりくみ  
は、市職労にとつては始め  
ての死亡事例ということも

あり大変遅れたこと、さら  
には、被災者には高血圧症  
の基礎疾病があったことや、  
災害発生日と業務繁忙期の  
ピークとの時間的なズレが  
相当空いていることなど色  
々な面で、現行の循環器疾  
患の認定基準から判断する

と見通しは非常に悲観的で  
あった。そこで、職場組合  
員が中心になり、各種の資  
料収集や調査を重ねる一方  
南労会の足達医師に認定闘  
争への協力を要請し、二度  
にわたる現地調査の末、専  
門医としての意見書をまと  
めてもらい、最終的には二  
資料を添付して、八三年三  
月に基金に申請を出した。  
組合も自治労阪神ブロック  
等へ認定に向けての署名活  
動を展開し、側面から援護

申請から約八ヶ月目に画期  
的な認定をかちとることが  
でき、とりあえず遺族補償  
という形で償いがされます  
が、失われた生命は何物に  
もかえがたく、決して償い  
えるものではない。貴重な  
故山村氏の教訓を組合員全  
体のものにしていくために  
は、安全衛生への積極的な  
とりくみを組合活動の一つ  
の柱にしていくしかない  
思い、これからもがんばっ  
ていきたい。（文責 花岡）

## 西大阪

此花センターが第四回総会  
受身の活動から  
積極活動を再確認

二月四日、此花労働者セ  
ンター第四回総会が開かれ  
野村清市会議員、全港湾大

た。参加者は来賓として、  
阪支部安全委員長小泉氏、  
針学習会実行委品矢氏を迎  
え、センター会員を含め二  
二名であった。  
来賓あいさつに続き、セ  
ンター八三年経過報告がな  
され、なかでもセンター活  
動全般にわたる沈滞ムード

が指摘され、労災相談など受身的な活動ではなく、センター側から外に対しても積極的に働きかける活動の必要性が報告された。また八四年度活動方針案においては、とくに地域との連帯強化、センターの組織強化があげられていた。地域との連帯強化は毎年指摘されている内容ではあるが、経過報告にもみられる「沈滞一への対応策として、本年度の此花センターの主な方針であることがうかがわれた。

地道な活動であるがゆえに、その困難さもひとしおだと思ふが、活動家一人一人の創意工夫を発揮し、八四年における此花労働者センターの発展を期待したい。

# 総評本部主催で

## 東京 ▼ 針灸制限シンポジウム ▲ 裁判闘争で活発な論議

一月二十一日、東京の総評会館で「労災ハリ・きゅう打ち切り訴訟を闘うシンポジウム」が開催された。全国各地から一五〇名の参加があり、総評、自治労働部の司会で活発な討論が行なわれた。

総評・信太氏の問題提起が行なわれた後、医療分野から大阪の松浦医師、岡大衛生の中桐氏、また法律分野からは、神奈川総評弁護士の堤弁護士、明大教授の松岡氏の四人から今回の針きゅう打ち切り問題に関しての見解が述べられた。松

浦氏からは、実際に医療に携わっている立場から、労働者の針きゅう治療制限は

全く患者の実態を無視したものであり、医療の常識を知らない暴挙であると痛烈な批判がなされ、堤弁護士からは、法律的にいつても労働者の不当性は明らかであり、法廷で争う中で労働

省を追い込んでいくことができる針きゅう裁判への決意も含めて報告がなされた。

四氏の報告の後、討論に入り、二〇人近くの発言者があり、不服審査の闘いが

東京、神奈川、兵庫で闘われていること、大阪では全港湾米運分会が農林省との交渉を進めていることなど各地の報告が出された。また、今後の闘いについての意見も活発に出され、予定時間を三〇分以上も延長するほどであった。

最後に、主催者よりまとめが行なわれ、各地での不服審査闘争や、裁判闘争をより活発に進めること、全国的な闘う組織づくりを構築していくことが確認され、シンポジウムを終了した。

# いかに労働者の脳そく栓死

## 阿倍野署へ労災申請

### 南大阪

#### ・全港湾平林港運分會

全港湾の組合員である川田南海夫氏は、いかに作業に従事し、主にいかに曳航する船の船長をしていたが、昨年八月八日、水上起重機で船をつり上げ、スクリュウのゆがみをハンマー（約五キログラム）を使って修理していた時、急に倒れた（午後二時半頃）。その後病院に運び込まれたが、意識不明がつづき八月十一日に亡くなられた。死因は「脳そく栓」と診断された。

全港湾大阪支部安全委員会、当該平林港運分會および遺族は、即座に阿倍野労基署に対し労災申請を行なった。そして十一月には安全センターも加わり再調査を行なってきたが、その結果、川田氏の「脳そく栓」死は明らかに業務上災害であるとの確信を得た。

まず第一に、当日川田氏が運び込まれた病院（ここが以前から心臓弁膜症でかかっていた）の主治医の「暑い中、中腰作業でハンマーでたたく作業をしており、作業が誘因となって血栓がとんだ可能性が大である」

との明確な発言があったこと。そして第二に、川田氏は日頃から、特に自分が「心臓弁膜症」であることを知ってからは充分すぎるほど健康管理には気を配っており、死亡の直接原因である「脳そく栓」を発症せしめたものは、単なる「心臓弁膜症」の自然増悪にあるのではなく、倒れる直前の作業内容つまり炎天下（当日の最高気温は三四、二度しかも海上は陽ざしの照り返しの関係でそれ以上に暑い）のもとでの、スクリュウに巻きついたハリ金の取り除きや、ハンマーを使ってスクリュウのゆがみを直す修理作業にこそあり、その作業はかなりの力、それも瞬発力を要するものであること。その他にも、我々の独自の調査によって判明

した事実、すなわち業務上災害であることを証明するのに充分な証拠は手に入れている。

これまで労基署と数度の交渉をもったが、今年一月労基署側の調査も一応終わり、今後、署側の対応如何によっては、全港湾大阪支部をはじめとして大きな取り組みを組織していく予定である。



# 一月の新聞記事から

一・一五

英国政府が核燃料再処理工場で働きガンにかかった作業員六人に対し補償金を支払う  
対馬沖で漁船どうしが衝突し沈没、乗組員八人行方不明

一・二五

中医協、診療報酬改定―医療費二、七九%の値上げを答申、三月一日より実施

一・二六

アメリカで放射能の影響を囚人らをつかって人体実験していたことが判明  
最高裁は大東水害訴訟で差しもどし判決を下す

一・一九

新日鉄堺で溶さい噴出事故、従業員一人即死

一・二三

名神高速(滋賀)で大型トラックが玉突き衝突、運転手三人が重軽傷  
シヨッピングセンターのガードマンが深夜警備中に殺害される(東京)

一・二七

労働省は失業給付水準引下げの雇用保険法改革案を正式諮問する  
東大阪市にある塗装工場で乾燥炉が爆発し作業員一人死亡

一・一九

三井有明鉱で抗内火災、死者八三名

一・三〇

クラブ活動(化学部)中の爆発事故で生徒が左手首を切断した事件で神戸地裁は教諭の責任を認め県に損害賠償の支払いを命じる

一・二二

大阪府が全国最大規模の「がん総合検診センター」の建設を決定

一・三一

労災で休業していた炭鉱労働者の一家三人が心中(北海道夕張)  
大阪空港訴訟の和解交渉で大阪地裁は賠償金額十三億円の職権和解案を提示

一・二三

健保改革案撤回を求め難病患者など四〇団体が渡部厚相に陳情

一・二四

七四年におきた日本アエロジル塩素ガス流出事件で名古屋高裁は公害罪を適用し企業責任を認める

# 組合の易者

全金トキワ工業支部  
(堺市)

## 経営悪化のなか

### 夏期闘争で五日間スト

西戎にあった時代は高度成長期であり、放漫経営でも充分やってこれた。従業員も経済面ではあまりクセをつけなかった。石油ショックにより経営内容が悪化し、更に続

く低成長経済の流れに流される中で、環境に対する適応性欠如により赤字決算へと移行してきた。その経営内容悪化のツケを私たちに押しつけることにより、少しでも「ラク」をしようとして組合と衝突し始めた。また未曾有のインフレ進行により生活の圧迫をしいられてきた私たちの活動は活発になり、「スト」なしでは何ら解決できないような関係にまで進展してきた。

団交では、常に「会社は苦しい」と言うばかりで、その根拠たる数字（財務諸表）は一切、公開しなかった。その後、経理内容の公開が、会社にも有利と判断した経営陣は、経理公開を始めた。毎月の資金繰りもチェックできるようになり、万一の事態にも少しは対応できるようになっていた。

しかし要求はいささかもゆるむ事はなかった。生活防衛と向上を目指すためにはその基盤であるトキワ工業を発展させねばならず、換言すれ

ば私たちの生活は経営者の双肩にかかっているわけで、従って彼らに最大の努力をしてもらわなくてはならないのです。（その為に彼らは多額の賃金を受けとっているのです。）

しかし、その経営姿勢はその後も変わらず経営悪化がどんどん進行し、五三年度夏期一時金では支部始まって以来の五日間に渡る全面ストで対抗したのでした。結果的に四一万五千円・五分割で妥結した訳でありますが、経営内容が悪くとも私たちは要るものは要るとの姿勢を明らかにし、経営者にはもっと知恵を出して「ガンバレ」とハツパをかけたのでした。

## ズサン放漫経営に対し

### 組合で「合理化対策委」設置

その後も社会情勢は厳しくなる方であったが、しかし顕著な経営改善もなく、無策同様で日々が過ぎていった。

同年(五三年)九月二二日、常務と他の管理職三名が辞職、別会社創設。このことの意味は、無責任な経営放棄ということ以外の何ものでもありません。経営陣の分裂によりピンチになっていたが、組合は要求をゆるめることなく、翌年の夏季一時金で再びスト体制をとり、「ケツたたき」を続けた。この年(五四年)十月に合理化案が提出され、これより、すべての財務諸表を公開し、要求する資料はすべて手に入れることができた。入手した諸々の資料により合理化案をつぶさに検討した結果、社長の経営姿勢(ドンブリ勘定・経営感覚の低さ)が如実に表現されており、ち密な計算のもとに出されたものでないことがわかった。同時に企業としては倒産も時間の問題という事も感じた。その検討した資料をもとに合理化案が完成し、全組合員でたび重なる討議をへて最終的には受諾する方向に向かった。又、合理化中のチェック機関として、合理化対策委員会

を設置し、決算毎に財務内容を検討しズサンな事がないかチェックしていった。チェックするについてはあらゆる方向から検討を加えた。「これはどうしてこうなるのか?」「この根拠は何か?それならば、この数字はおかしいのではないか?」といったようにキメ細かく質問を出す形で経営改善を示唆していった。そして現在、土曜日の休日化以外は半年近く合理化目標を達成した。

## 「労働者の生活を守る闘い」

以上、全金トキワの過去をふり返ってみたのですが、この中から今回の総括的なものがうかんでくるようです。企業としての財務上、組織上の総括は会社にまかせるとして、私たち自身の総括を考えてみます。

西成の時代は高度成長期であったので、私たちの活動もそう活発にではなくとも、ほぼ賃金面は満足できた

のですが、低成長期および高度インフレ時代に入り、生活の防衛および安定を考えると、どうしても組合の活動は活発、多岐にならざるをえなくなってきました。これらの活動の蓄積が組合の「力」となり、合理化案を安易に出させることなく、ある程度経営陣をガンバラすことができたと思われます。必要な財務諸表を入手し実態を把握して、経営陣を追いこむことによって、合理化という最悪な中でも有利な条件を確保できたと思われます。

私たちの生活を守り、向上させるためには、時として経営者に断固たる態度をとり、企業の利潤は誰の為にあるのかを明確にしていき、チェック体制を続けるべきであると考えられます。

### 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
  - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- (但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28